

書簡をもつて啓上致します。本會長は、民間航空業務の維持に關する財團法人交流協會と亞東關係協會との間の取決め一の1に關し、次の通り提案致します。

民間航空業務の維持に關する財團法人交流協會と亞東關係協會との間の取決め一の1(a)にいう「アジアにおける六地點」とは、同取決め合意議事録において、香港等で亞東關係協會の同意する地點となつているところ、當協會としては右「六地點」を香港、バンコック、クアラルンプール、ジャカルタ、シンガポール及びマニラとすることといたしたい。

本會長は、以上を申し進めるに際し、ここに貴理事長に敬意を表します。

一九七六年一月八日

財團法人交流協會會長

亞東關係協會理事長

張 研 田 殿

岳越復三

(亜東関係協会側)

(仮訳)

書簡をもって啓上致します。貴会長の1月8日付け書簡を受領しました。
本理事長は貴会長が右書簡中でなされた民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と
亜東関係協会との間の取決め一の1(a)に関する提案に同意いたします。
謹んでお伝えするとともに、敬意を表します。

1976年1月8日

亜東関係協会理事長
張 研 田

財団法人交流協会会長
堀 越 禎 三 殿

書簡をもつて啓上致します。本会長は、民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め一〇二(C)に関する貴理事長の一九七六年七月五日付書簡における提案に同意致します。

本会長は更に、同取決め一〇一にいう「日本内の地点」は、同取決め合意議事録(一)によれば「東京及び他の一地点」となっているところ、今般当協会は前記の「他の一地点」を大阪に指定したことを通報致します。

本会長は、以上を申し進めるに際し、ここに貴理事長に敬意を表します。

一九七六年七月五日

財団法人交流協会会長

堀越 三

亞東關係協會理事長

張 研 田 殿

(亜東関係協会側)

(仮訳)

書簡をもって啓上致します。本理事長は「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」一の2(c)に関し、以下の通り提案致します。

「民間航空業務の維持に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」一の2(c)にいう「台北及び(又は)高雄-東京(羽田)及び(又は)日本内の後に合意するほかの一地点-釜山及びソウル」の商業航空路線について、本協会は上述の「日本内の後に合意するほかの一地点」を福岡とすることを提案致します。

また、上述の取決め一の1にいう「日本内の地点」につきましては、同取決め「合意議事録(一)によれば「東京及び他の一地点」を指すことになっております。つきましては、上述の「他の一地点」がどこを指すのか併せて通報願います。

謹んでお伝えするとともに、敬意を表します。

1976年7月5日

亜東関係協会理事長

張 研 田

財団法人交流協会会長

堀 越 禎 三 殿